

## 処 分 基 準

令和 6 年 1 月 12 日作成

法 令 名 : 道路交通法
根 抠 条 項 : 第 90 条第 5 項
処 分 の 概 要 : 運転免許の取消し、効力の停止
原権者（委任先）： 奈良県公安委員会（免許の効力の停止については、奈良県警察本部長）
法 令 の 定 め：  道路交通法第 90 条第 1 項（免許の拒否等）第 4 号から第 6 号まで 道路交通法施行令第 33 条の 2 第 1 項、第 3 項及び第 4 項（免許の拒否又は保留の基準）、第 33 条の 3（免許を与えた後における免許の取消し又は停止の基準）
処 分 基 準：  運転免許を与えた後における運転免許の取消しは、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。効力の停止の基準は、別紙のとおり。
問い合わせ先：交通部運転免許課行政処分第一係（電話 0744-22-5524）
備 考：

## 処 分 基 準

令和 6 年 1 月 12 日作成

法 令 名 : 道路交通法
根 抠 条 項 : 第 90 条第 6 項
処 分 の 概 要 : 運転免許の取消し
原権者（委任先） : 奈良県公安委員会
法 令 の 定 め : 道路交通法第 90 条第 2 項（免許の拒否等）
処 分 基 準 : 運転免許を与えた後における運転免許の取消しは、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。
問 い 合 わ せ 先 : 交通部運転免許課行政処分第一係（電話 0744-22-5524）
備 考 :

## 処 分 基 準

令和 6 年 1 月 12 日作成

法 令 名 : 道路交通法
根 抱 条 項 : 第 90 条第 9 項
処 分 の 概 要 : 運転免許を受けることができない期間の指定
原権者（委任先） : 奈良県公安委員会
法 令 の 定 め :
道路交通法施行令第 33 条の 4 第 1 項及び第 3 項（免許の拒否等の場合の免許の欠格期間の指定の基準）
処 分 基 準 :
運転免許を受けることができない期間の指定については、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。
問 い 合 わ せ 先 : 交通部運転免許課行政処分第一係（電話 0744-22-5524）
備 考 :

## 処 分 基 準

令和 6 年 1 月 12 日作成

法 令 名 : 道路交通法
根 抱 条 項 : 第 90 条第 10 項
処 分 の 概 要 : 運転免許を受けることができない期間の指定
原権者（委任先） : 奈良県公安委員会
法 令 の 定 め : 道路交通法施行令第33条の4第2項及び第3項（免許の拒否等の場合の免許の欠格期間の指定の基準）
処 分 基 準 : 運転免許を受けることができない期間の指定については、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。
問 い 合 わ せ 先 : 交通部運転免許課行政処分第一係（電話 0744-22-5524）
備 考 :